

定価(消費税込)一箇年 一七、六〇〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

号外第三十五号

令和三年

十月六日

水曜日

## 目次

### 規則

○山梨県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則……………一

## 規則

### 山梨県規則第四十一号

山梨県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

山梨県製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年山梨県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二号」を「第一号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「学校教育法」を「法第五条第二号の規定に該当する者にあつては、学校教育法」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「名刺型」を「縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル」に改め、同号を同項第三号とする。

第一号様式を次のように改める。

年 月 日

山梨県知事 殿

本 籍(外国人の場合は国籍)

住 所

電話番号

(ふりがな)

氏 名

印

年 月 日生

製菓衛生師試験受験願書

製菓衛生師試験を受けたいので、関係書類及び手数料を添えてお願いします。

(添付書類)

- (1) 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第5条第2号の規定に該当する者にあつては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であることを証明する書類（製菓衛生師法附則第3項の規定に該当する者にあつては、その旨を証明する書類）。ただし、製菓衛生師法附則第2項の規定に該当する者にあつては、提出を要しない。
- (2) 製菓衛生師法第5条第1号の都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設若しくは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第27条の規定による改正前の製菓衛生師法第5条第1号の厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は菓子製造業従事証明書(第2号様式)
- (3) 写真  
(縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、無台紙とし、出願前6箇月以内に脱帽で正面、上半身を撮影したもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を明記したもの)
- (4) 製菓衛生師法第4条第1項の厚生労働大臣の定める基準により試験科目の免除を受けようとする者にあつては、当該免除を受ける資格を有することを証明する書類

第七号様式中「氏名」を「氏名 (旧姓) (通称名)」に改め、同様式に注として次のように加える。

④

) に改め、同様式に注として次のように加える。

)」

注1 免許証に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓」の欄に旧姓を記入すること。

2 外国籍の者で免許証に通称名の併記を希望する場合は、「通称名」の欄に通称名を記入すること。

第十号様式を次のように改める。

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名



年 月 日生

登録番号第 号

製菓衛生師免許証書換え交付申請書

免許証の記載事項に次のとおり変更があつたので免許証を書換え交付されるよう関係書類および手数料を添えて申請します。

1 変更事項

	変更前	変更後
本籍 (国籍)		
氏名		
旧姓・通称名 (併記を希望する場合)		

2 変更年月日

3 変更理由

(添付書類)

(1) 戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の写し

(2) 製菓衛生師免許証

注1 免許証に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」の欄に旧姓を記入すること。

2 外国籍の者で免許証に通称名の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」の欄に通称名を記入すること。

第十一号様式中「氏名

「氏名  
㊦」を (旧姓  
(通称名

㊦) に、「または」を「又は」に改め、同様式に注として次のように加える。  
)

注1 免許証に旧姓の併記がある場合は、「旧姓」の欄に旧姓を記入すること。

2 外国籍の者で免許証に通称名の併記がある場合は、「通称名」の欄に通称名を記入すること。

#### 附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の山梨県製菓衛生師法施行細則(次項において「旧規則」という。)に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県製菓衛生師法施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番